

佐賀県告示第三百五十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十一月十三日

佐賀県知事 古 川 康

一 名称

唐津浜崎特定猟具使用禁止区域

二 区域

唐津市浜玉町浜崎玉島川河口右岸堤防突端を起点とし、同堤防を南東へ進みJR筑肥線との交点に至り、同JR線を南へ進み横田川の鉄橋を経て市道東ノ山田線との交点に至り、同市道を南へ進み同市浜玉町大字東山田字外原の県道三百二十七号七山唐津線との交点に至り、同県道を南西へ進み県道二百五十八号半田鬼塚線との交点に至り、同県道を西へ進み市道原久里線との交点に至り、同市道を南西へ進み同市下久里町の県道四十号浜玉相知線との交点に至り、同県道を南西へ進み市道城大野線との交点に至り、同市道を東へ進み弓田溜池の東端に至り、同地点からつじヶ丘団地の東側に沿って南へ進み市道宮ノ前線との交点に至り、同市道を西へ進み県道四十号浜玉相知線との交点に至り、同県道を南へ進み双水橋に至り、市道山本宮ノ前線を経てJR唐津線との交点に至り、同JR線を北へ進み市道菜畑見借線との交点に至り、同市道を北東へ進み国道二百四号との交点に至り、同国道を北西へ進み臨港道路大島線との交点に至り、同臨港道路を北東へ進み県道唐津港線との交点に至り、同県道を南東へ進み臨港道路二夕子線との交点に至り、九州電力株式会社唐津発電所の北端を経て同発電所東端に至り、西ノ浜の海岸線を東へ進み舞鶴橋を経て、松浦潟の海岸線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域。ただし、鏡山鳥獣保護区の

区域に係る区域を除く。

三 存続期間

平成二十一年十一月十三日から平成二十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器